

令和 8 年第 2 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 令和 7 年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 2
- 令和 7 年度 健康づくりに関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 4
- 令和 7 年度 がん対策に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 7
- 令和 7 年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 10
- 令和 7 年度 AED 等の普及促進に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 12
- 令和 7 年度 薬物の濫用の防止に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 14
- 中東情勢を踏まえた医療用手袋への対応について …………… 16
- 熱中症対策について …………… 20
- 救急受入病床の安定確保に向けた転院の円滑化について …………… 22
- 第 8 次（後期）医師確保計画に係る医師偏在指標（国公表）について …… 23

令和 8 年 6 月 1 0 日

保 健 医 療 部

令和7年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例 第14条

(年次報告)

第14条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（11条～第13条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名等／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ20事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局		
			保健医 療部	福祉部	教育庁
第11条	県民の歯と口腔の健康づくりの推進	17 (1)	○	○	○
第12条	茨城県8020・6424運動推進期間	1	○		
第13条	県民歯科保健基礎調査等	2	○		○
合 計		20 (1)			

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

県民の歯と口腔の健康づくりの推進（第11条）

① 8020・6424 推進事業

歯科保健関係者の育成等による生涯を通じた歯と口腔の健康保持増進

- ◎ 健康いばらき21プランの進行管理、進捗状況評価及び見直し等を行う8020・6424運動推進部会を1回開催。
- ◎ 保健、医療、福祉等の指導的立場の者等を対象に、歯科口腔保健に関する講習会を11回開催（計422人参加）。
また、地域の歯科保健関係者を中心に活動支援を35回実施。
- ◎ 施設職員、学校職員、歯科医療関係者等を対象に、障害者歯科に関する講習会を6回開催（計353人参加）。
- ◎ 施設職員、歯科医療関係者等を対象に、高齢者歯科に関する講習会を5回開催（計198人参加）。
- ◎ 歯科医師、歯科衛生士等を対象に、禁煙支援に係る研修会を1回開催（55人参加）
- ◎ 市町村等で歯科保健指導を行う歯科衛生士等を対象に、歯科保健指導の技術向上等に関する研修会を2回開催（計141人参加）。

② フッ化物洗口 推進事業 (就学前施設)

就学前施設へのフッ化物洗口の導入促進によるむし歯予防対策の推進

- ◎ 就学前施設への導入促進のため、市町村へフッ化物洗口に係る費用を助成するとともに説明会を開催。
 - ・就学前施設におけるフッ化物洗口実施状況：39市町村、256施設
 - ※上記の他、認可外施設で7施設が実施
- ◎ 市町村向け説明会を2回開催（計40市町村出席）。
- ◎ 歯科専門職等向け研修会を17回開催（計611人参加）。
- ◎ フッ化物洗口の推進に係る研修会を5回開催（計222人参加）。
- ◎ フッ化物洗口未実施市町村の就学前施設職員や保護者への説明及び園児への指導を行うため、21施設に講師を派遣。
- ◎ 就学前施設関係団体の総会等において、施設職員を対象に、フッ化物洗口に関する説明を3回実施（計約200人参加）。
- ◎ 「フッ化物洗口効果検証ワーキング会議」を設置し、県内のデータを用いてフッ化物洗口のむし歯予防効果を検証。
 - ・ワーキング会議：3回、委員人数11名
 - ・結果：フッ化物洗口を実施してきた就学前施設が多い市町村・小学校は、そうでない市町村・小学校と比べ、永久歯のむし歯が約40～50%少なかった。

③ 歯周病予防の 推進

歯周病の早期発見・予防のための市町村が実施する歯周疾患（歯周病） 検診に対する補助

- ◎ 市町村における歯周疾患（歯周病）検診への補助：34市町村、8,744人

令和7年度 健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果 に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県健康長寿日本一を目指す条例 第26条

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第10条～第25条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ51事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲 数)	所管部局			
			保健 医療 部	福祉 部	政策 企画 部	教育 庁
第10条	調査研究等	2	○			
第11条	生活習慣病の予防等	8	○			○
第12条	認知症の予防等	1		○		
第13条	フレイルの予防及び改善	3		○		
第14条	オーラルフレイルの予防及び改善	1	○			
第15条	感染症の予防	1	○			
第16条	栄養学等に関する知識の習得等	7	○	○		○
第17条	運動の習慣化の推進等	6 (1)	○	○	○	○
第18条	適切な休養等	2 (1)	○			○
第19条	心の健康の保持等	2		○		
第20条	高齢者の健康づくり	2 (1)		○		
第21条	女性の健康づくり	2	○	○		
第22条	県民の理解の促進	4 (3)	○			○
第23条	人生会議に関する普及啓発等	1	○			
第24条	健康づくりに関する教育の推進	4 (4)	○	○		○
第25条	人材の確保及び育成	5 (4)	○	○		
合 計		51 (14)				

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 生活習慣病の予防等 (第 11 条)

①健康増進事業

健康増進法に基づく市町村が行う保健事業に対する補助

- ◎ 市町村が行う保健事業（健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、総合的な保健推進事業）に対して、補助を実施。
 - ・補助率：県 2/3（うち国はその 1/2）※肝炎ウイルス検診の個人負担分は国 10/10

②健康いばらき 21 推進事業

- ・生活習慣病予防対策推進事業

医師会、市町村等と連携した研修会や健康教室の開催などによる生活習慣の改善等に関する普及啓発

- ・健康教室、公開講座等の開催：80 回
- ・地域医療従事者研修：8 回
- ・講師派遣：21 回
- ・啓発ポスター等の作成・配付：1,486 機関に配布

(2) 栄養学等に関する知識の習得等 (第 16 条)

①おいしく減塩推進事業

循環器疾患の大きな要因となっている高血圧への対策強化

- ◎ 減塩の日「いばらき美味しお Day（毎月 20 日）」を中心とした減塩啓発活動。
 - ・県庁食堂での全品適塩メニュー提供（企業とコラボした適塩ランチを毎月 100 食提供）、YouTube での適塩レシピ動画配信等
- ◎ 適塩メニューを提供する飲食店等を「いばらき美味しおスタイル指定店」等に指定し、県民が身近な飲食店等で適塩料理を選択できる環境を整備。
 - ・指定・登録数：557 店舗（R8.3.31 現在）
- ◎ 「茨城をたべよう Week（毎月第 3 日曜日からの 1 週間）」を活用した野菜摂取増に関する啓発活動。
 - ・県庁食堂で企業コラボ等の「野菜たっぷり！ランチ」を提供、YouTube での野菜たっぷりレシピ動画配信、SNS（X）・専用 HP・クックパッドでの情報発信
- ◎ 野菜たっぷりメニューを提供する飲食店等を「いばベジスタイル指定店」に指定し、県民が身近な飲食店等で野菜たっぷりメニューを選択できる環境を整備。
 - ・指定数：21 店舗（R8.3.31 現在）
- ◎ 県民の野菜摂取量増、適正な血圧維持の意識向上、降圧剤による血圧低下を促すため、県産品が当たる 3 つのプレゼントキャンペーン（野菜購入/血圧測定/降圧剤処方それぞれ応募）を実施。
 - ・応募件数：62,832 件（3 つのキャンペーンの合計）

②いばらき食育ライフ推進事業

関係団体と連携した食育推進運動の展開

- ◎ 茨城県食育推進部会及び茨城県食育推進幹事会を開催（1 回）。
- ◎ 適正な食塩相当量・エネルギー量・野菜量のメニューを広く普及することを目的に「ヘルシーメニューコンクール」を開催し、受賞作品をまとめたリーフレットを県内のスーパー等へ配付。
 - ・応募作品数：201 点、最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点、奨励賞 4 点

(3) 運動の習慣化の推進等 (第 17 条)

いばらき健康寿命日本 プロジェクト推進

健康経営事業所の認定やアプリを活用した運動習慣の定着などによる 働く世代の健康づくりの推進

- ◎ 従業員の健康増進に積極的に取り組む事業所を「いばらき健康経営推進事業所」に認定。健康経営普及啓発セミナー、フォローアップ研修会を開催。
 - ・いばらき健康経営事業所数：570 事業所 (R8. 3. 31 現在)
- ◎ 健康推進アプリ「元気アップ！リいばらき」において、日々の健康づくりにより貯めたヘルスケアポイントに応じた景品抽選 (年 2 回) の実施など、インセンティブを付与し、日々の運動習慣定着を推進。
 - ・「元気アップ！リいばらき」登録者数：88,933 人 (R8. 3. 31 現在)

(4) 県民の理解の促進 (第 22 条)

健康いばらき 21 推進事業

・総合普及啓発

関係団体や包括連携協定企業等との連携による生活習慣病予防等の健康 づくりに関する普及啓発

- ◎ 「元気アップいばらき！健康フェス 2025」 (イオンモール水戸内原) の開催
健康づくりに関する団体・企業による展示・相談・試食等を行うブース出展
(計 18 団体、19 ブース)、スタンプラリーを実施
 - ・イベント来場者数：延べ 5,494 人
- ◎ 「健康スポーツフェスティバル 2025in ひたちなか」 (国営ひたち海浜公園他) への
ブース出展
「元気アップ！リいばらき」のダウンロード支援、減塩スープの試食等を実施
 - ・ブース来場者：延べ 951 人

令和7度 がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果 に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例 第27条

(年次報告)

第27条 知事は、毎年度、がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度のがん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第10条～第25条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ24事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局	
			保健医療部	教育庁
第10条	がんの予防の推進	1	○	
第11条	たばこの健康影響対策の推進	1	○	
第12条	がん教育の推進	2 (1)	○	○
第13条	がん検診の推進	1 (1)	○	
第14条	がん検診の受診率の向上	2 (1)	○	
第15条	がん検診推進強化月間	1 (1)	○	
第16条	がん検診の推進のための協議	1 (1)	○	
第17条	がん医療の充実	3	○	
第18条	がん登録の推進	1	○	
第19条	女性特有のがん対策の推進	1 (1)	○	
第20条	小児及びAYA世代のがん対策の推進	2 (2)	○	
第21条	在宅医療等の推進	1	○	
第22条	緩和ケアの推進	1 (1)	○	
第23条	がん患者等の支援	4 (2)	○	
第24条	就労の支援	1 (1)	○	
第25条	がん対策推進計画	1	○	
合 計		24 (12)	○	

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) がんの予防の推進 (第10条)

がん予防・検診推進対策事業
・がん予防推進員の養成

がん予防推進員を養成するため、「本県のがん対策」、「生活習慣とがん予防」等、がん予防普及啓発の知識を教示する講習会を開催

◎ 実施回数：2回 ◎ 新規養成者数：105名

(2) たばこの健康影響対策の推進 (第11条)

受動喫煙防止対策推進事業
・施設等への指導・助言、
相談対応

各保健所において、施設の戸別訪問等により、受動喫煙防止に関する施設管理者等への助言・指導を実施するとともに、喫煙所の設置基準に関する相談対応や団体等（理美容や食品衛生協会）の研修会での啓発を実施。

◎ 指導・助言：270件 ◎ 相談・啓発等：120件

(3) がん検診の推進 (第13条)、受診率の向上 (第14条)、がん検診推進強化月間 (第15条) がん検診の推進のための協議 (第16条)

①がん予防・検診推進対策事業
・がん予防・検診講習会
の開催

各保健所において、県民を対象にがん予防の知識やがん検診の重要性について普及啓発を行う講習会を開催

◎ 実施回数：23回 ◎ 参加者数：635名

・がん検診推進サポーター
の養成

がん検診推進サポーターを養成するため、がんの検診の基礎知識と検診の重要性を学ぶ研修会を開催

◎ 実施回数：1回 ◎ 養成者数：222名

・大学等での子宮頸がん
検診普及啓発

子宮頸がんの罹患が若年化していることから、若い世代に対する子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の受診勧奨を図るためのセミナーを県内の大学で開催

◎ 実施回数：3回 ◎ 参加者：165名

・がん検診推進強化月間

10月を強化月間として設定し、がん医療の普及啓発のための、パネル展の開催・イベントブースへの出展並びに広報活動を実施

◎ 実施回数：パネル展1回、イベントブース2回

◎ 来場者数：パネル展280名、イベントブース533名

・茨城県がん検診住民検
診推進協議会の設置運
営

市町村、関係機関等による協議会を開催し、がん検診受診率の向上等、がん検診推進の取組について情報共有及び意見交換を実施

◎ 実施回数：1回

②がん検診受診率向上対
策事業

市町村が実施するがん検診受診率向上に効果的な取組に対し補助を実施

◎ 交付決定：29市町村

(4) がん医療の充実（第17条）、小児及びAYA世代のがん対策の推進（第20条） 在宅医療等の推進（第21条）

① いばらきがん患者トータルサポート事業

- ・ 妊孕性温存療法に係る小児・AYA世代の患者向け助成事業

小児・AYA世代の患者に対して、がん治療の副作用により妊孕性が喪失、低下する場合の精子や卵子の凍結保存等の妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療への助成を実施

◎ 補助実績：妊孕性温存療法 計36件、温存後生殖補助医療 計4件

② がん診療連携拠点病院機能強化事業

地域がん診療連携拠点病院に、がん医療に従事する医師等に対する研修や、がん患者やその家族等に対する相談支援、緩和ケア推進事業等に係る経費を助成することで、地域における質の高いがん医療の提供体制を構築

◎ 交付決定：7医療機関

③ がん患者家族療養生活支援事業

がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりの取組への支援のため、医療機関等への助成を実施

◎ 交付決定：5医療機関 ◎ 患者サロン利用者数：439名

(5) がん患者とその家族に対する支援（第23条）

① いばらきがん患者トータルサポート事業

- ・ いばらきみんなのがん相談室
- ・ 社会参加サポート事業

がん患者及びその家族の抱える不安に対する相談支援体制の強化を図るため設置した「いばらきみんなのがん相談室」で相談を受付

◎ 相談件数1,276件

アピアランスケア等社会参加の促進に対する支援として、ウィッグと乳房補整具の購入費の補助を実施

◎ 補助実績：ウィッグ：772件、乳房補整具：176件

② がん先進医療費利子補給金助成事業

先進医療の治療費の融資を受けた場合の利子分の補助を実施

◎ 補助実績：6名

③ 企画提案型がん対策推進事業

民間団体が実施する、がん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助を実施

◎ 交付決定：7団体

令和7年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部生活衛生課

1 報告の根拠

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例 第12条

(年次報告)

第12条 知事は、毎年度、殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をするとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

令和7年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

条例の規定による事業等について、次の内容を整理し、報告書としてまとめたもの。
・事業名等／担当課名／最終予算額／事業概要／実施状況／成果

(3) 条項ごとの事業数等

延べ6事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数（うち再掲数）
第6条	犬猫の命の尊さを学ぶ場の設定等	1
第7条	犬猫愛護週間の取組	1 (1)
第8条	所有者がいない猫に対する取組への支援	1 (1)
第9条	市町村への支援	1 (1)
第10条	収容される犬猫の頭数を減ずるために必要な施策の協議	2 (1)
	合 計	6 (4)

※全ての事業を保健医療部で所管

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 犬猫愛護週間の取組 (第7条)

**犬猫殺処分ゼロを目指す
環境整備事業**
・犬猫殺処分ゼロプロモ
ーション事業

啓発資材の作成・配布、広報車及び各種メディアによる広報

- ◎ 啓発リーフレット：34,500枚作成・配布
- ◎ 動物愛護啓発マグネットを県共用自動車43台に掲示
- ◎ 動物愛護フェア（啓発イベント）の開催：参加者9組19名
- ◎ 各種メディアによる広報：ラジオ、広報誌、動物愛護X等

(2) 所有者がいない猫に対する取組への支援 (第8条)

**犬猫殺処分ゼロを目指す
環境整備事業**
・地域猫活動推進事業

県内市町村が取り組む地域猫活動の支援

- ◎ 支援実績：37市町村が取り組む地域猫活動に対し、2,442頭分の不妊去勢手術費用を補助

(3) 市町村への支援 (第9条)

**犬猫殺処分ゼロを目指す
環境整備事業**
・犬猫殺処分ゼロ推進活
動支援事業

犬猫殺処分頭数ゼロを推進するための取組を支援

- ◎ 支援実績：一般団体5件、市町村動物愛護協議会7件、計12件
※犬猫殺処分頭数の減少に資する取組を行う一般団体及び市町村動物愛護協議会に対し、活動費の一部を補助

(4) 收容される犬及び猫の頭数を減ずるために必要な施策の協議 (第10条)

譲渡犬猫サポート事業

- ・譲渡犬猫飼育管理費補助事業
- ・譲渡犬猫不妊去勢手術実施事業
- ・ドッグトレーニング実施事業

譲渡頭数の拡大及び団体等の負担軽減

- ◎ 支援実績：17団体及び13個人に対し、652頭分の飼育管理費を補助
※県動物指導センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主を探す団体等に対し、飼育管理費用の一部を補助
- ◎ センターにおける不妊去勢手術実施頭数：125頭（犬105頭、猫20頭）
- ◎ 開業動物病院における不妊去勢手術：619頭（犬215頭、猫404頭）
※県動物指導センターで不妊去勢手術を実施、又は開業動物病院で不妊去勢手術を実施するための手術券を交付する。
- ◎ 66頭分のドッグトレーニング費用を補助
※成犬の譲渡を促進するため、トレーニング費用の一部を補助

令和7年度 AED等の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部医療政策課

1 報告の根拠

茨城県AED等の普及促進に関する条例 第6条

(年次報告)

第6条 知事は、毎年度、AED及び心肺蘇生法の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度のAED等の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

県等の具体的な取組について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ2事業

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局	
			保健医療部	教育庁
第2条	県の取組 ・ 県民へのAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及啓発 ・ 県施設のAED設置促進等	1	○	
第3条	学校における取組	1		○

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 県の取組（第2条）

AED 普及促進事業

AED 設置施設数増の取組

- ◎ AED の設置・登録促進及び救命講習の実施について、県 HP、県普及啓発サイト「AED のココロエ」、X（旧 Twitter）にて協力を依頼。

県民への普及啓発

- ◎ AED 普及促進連絡協議会を開催し、救急医療関係者、講習実施団体、高齢者福祉施設及び AED 販売業者など、関係者との連携を促進。

（実施内容）

- ①各部各課及び関係団体の活動状況の報告
- ②普及啓発に向けた意見交換
- ◎ 県 AED 普及啓発サイト「AED のココロエ」にて、AED の使用方法及び設置施設情報、救命講習団体の紹介等を掲載。

三角巾等の整備促進

- ◎ 三角巾等を活用したプライバシー保護の方法について、県普及啓発サイト「AED のココロエ」の AED 使い方動画で周知。

サンキューカード（バイスタンダーカード）の周知

- ◎ 救急現場等で応急手当を行った方々に対して配布するもの。
県普及啓発サイト「AED のココロエ」にて、配布対象者、配布カード（見本例）、相談窓口に関する情報を発信。

国への要望

- ◎ 全国衛生部長会を通じて、救命講習等の各種取組への支援及び国による AED マップの統一・一元管理を要望。

令和7年度 薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部医療局薬務課

1 報告の根拠

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 第20条

(年次報告)

第20条 知事は、毎年度、薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第6条～第17条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業名等

延べ8事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局				
			保健医 療部	福祉部	病院局	教育庁	警察本 部
第6条	調査研究の推進	1	○				
第7条	情報の収集及び提供	3	○	○		○	○
第8条	教育及び啓発		○			○	○
第9条	薬物依存症からの回復支援	2 (1)	○	○	○		
第10条	知事指定薬物の指定	1 (1)	○				
第11条	知事指定薬物の指定の失効						
第12条 ～ 第17条	製造等の禁止・立入調査等・警告・命令・勧告・プロバイダへの削除要請	1	○				○

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 薬物の危険性に関する調査研究等（第6条）

医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）が原因と疑われる救急搬送人数の調査

県内24消防本部を対象に実施（対象期間：令和7年1月～12月）

◎634名（前年比+41名）

・男性138名 女性496名

・若年層（10～20代）の割合が高く、およそ半数を占めた

(2) 薬物濫用による危害防止のための県民への情報提供等 (第7・8条)

①「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動	<u>茨城県薬物乱用防止指導員協議会と連携し、学校や地域における薬物乱用防止啓発活動を通じて、幅広い年代を対象とした薬物乱用を許さない社会環境づくりを目指す</u>
②覚醒剂等薬物乱用防止 推進事業	◎626ヤング街頭キャンペーン : 17か所で開催、10,840人に啓発 ◎麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 : 19か所で開催、51,875人に啓発 ・薬物乱用防止啓発クリアファイルを新中学1年生全員へ配布 ・高校野球・高校サッカー大会会場での横断幕掲示 ・大学学園祭における啓発 ・主要駅(JR・TX)にてポスター掲出 ・SNS(X)、ラジオ、デジタル音声広告
③県薬物乱用防止指導員 協議会運営事業	・プロスポーツチームと連携 ・県広報紙「ひばり」掲載

(3) 知事指定薬物の指定等 (第10・11条)

①茨城県薬物指定審査会	<u>県内で濫用されるおそれがある物質を知事指定薬物として指定</u>
②県薬物乱用防止指導員 協議会運営事業(再掲)	◎指定状況：16物質(指定審査会：5回開催) 計176物質(平成27年度以降) ※後に厚生労働大臣が指定

(4) 立入調査等 (第13条)

麻薬取扱者等指導対策 事業	<u>麻薬関係施設に対する立入検査の実施</u> ◎4,460件(麻薬・向精神薬・麻薬向精神薬原料・覚醒剂等関係業務所) <u>危険ドラッグ販売店等に関する情報を県警と共有・合同立入を実施</u> ◎対象店舗：4(令和6年度末)→2(令和7年度立入検査時) 立入件数：2(うち1店舗は休業中)
------------------	--

(5) 警告・命令等 (第14~第17条)

麻薬取扱者等指導対策 事業(再掲)	<u>知事指定薬物の製造等に対する警告・命令、プロバイダへの削除要請</u> ◎警告等：なし
----------------------	---

中東情勢を踏まえた医療用手袋への対応について

保健医療部

1 これまでの対応状況

(1) 県による県内医療機関等に対する実態調査

今般の中東情勢による医療用手袋の供給状況および診療への影響を把握するため、県内医療機関等に対する実態調査を実施。

① 調査期間

5月1日～5月13日

② 対象機関数

病院 168 機関、診療所 3,101 機関（歯科を含む）、助産所 65 機関
計 3,334 機関

③ 主な調査内容

- ・医療用手袋の供給不足による診療の縮小もしくは停止の状況
- ・医療用手袋の在庫・納入状況

④ 調査結果概要

ア) 回答状況

	合計	病院	診療所	歯科診療所	助産所
調査対象数	3,334	168	1,771	1,330	65
回答数	1,169	104	605	430	30
回答率	35.1%	61.9%	34.2%	32.3%	46.2%

イ) 手袋の供給不足により診療の縮小・停止をしているか

	合計	病院	診療所	歯科診療所	助産所
はい	22 (1.9%)	0	3 (0.5%)	19 (4.4%)	0
いいえ	1,147 (98.1%)	104	602 (99.5%)	411 (95.6%)	30

ウ) 診療の縮小・停止の具体的内容

	合計	病院	診療所	歯科診療所	助産所
外来患者の受入制限	22	0	3	19	0
入院患者の受入制限	0	0	0	0	0
診療停止(休業)	0	0	0	0	0

※ 診療の縮小・停止を行っていると回答のあった22機関については、5月中の在庫は確保できていることを確認した。

(2) 国による医療用手袋の備蓄放出への対応

国の医療用手袋の備蓄放出にあたり、県内の医療機関等が着実に活用できるよう、支援を実施。

① 国が備蓄する医療用手袋の販売スキーム

- ア) 緊急配布が必要な医療機関等は、G-MIS※上にて在庫量等を回答し、緊急配布要請を実施。
- イ) 国・都道府県において、医療機関等からの要請内容を確認。
- ウ) 国から販売業者に対し、医療用手袋を販売する必要がある医療機関等リストを送付。
- エ) 販売業者から対象医療機関等に対し、購入用 URL 等を連絡。医療機関等にて購入手続きを実施。
- オ) 販売業者から各医療機関等に順次配送。

※ G-MIS：全国の医療機関等の病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器や医療物資の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

② 県における対応事項

- ア) 医療用手袋の備蓄放出に係る都道府県窓口の設定
- イ) 要請・購入方法等に関する対象機関への周知
- ウ) G-MISにおける医療機関等からの要請内容の確認、緊急配布の要否と配布枚数の算定

【配布「要」となる条件】

在庫量 < (今後1週間あたりの想定消費量－今後1週間の購入見込み量) × 4

【実際に医療機関等が購入できる枚数】

2週間分の想定消費量を千枚単位で切り上げた枚数が上限

③ スケジュール（医療機関等からの緊急配布要請の受付）

【要請受付第1弾】 5月18日～5月20日

【要請受付第2弾】 5月20日～5月27日

【要請受付第3弾】 5月27日～6月3日

※ 以降も毎週水曜日までの要請受付のスケジュールにて継続予定

④ 県内医療機関等の緊急配布状況

(要請受付期間 第1弾：5/18～5/20、第2弾：5/20～5/27)

	合計	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	薬局	訪問 看護 事業所
対象機関数	5,073	169	1,825	1,333	32	1,376	338
配布 「要」 機関数	96	6	55	31	0	0	4
第1弾	62	4	37	17	0	0	4
第2弾	34	2	18	14	0	0	0
配布 枚数 (千枚)	366	149	111	101	0	0	5
第1弾	268	117	81	65	0	0	5
第2弾	98	32	30	36	0	0	0

2 今後の対応

- 引き続き、県内の医療関連団体等への定期的なヒアリングを実施するとともに、県ホームページ「中東情勢ポータルサイト」の相談窓口に寄せられた内容を確認・注視していく。
- 国の医療用手袋の備蓄放出については、県内の医療機関等が着実に活用できるように支援していく。



熱中症対策について

保健医療部保健政策課

1 概要

2024年4月1日に、改正気候変動適応法が施行されて以降、マスコミ等を活用した普及啓発や企業と連携した予防キャンペーン、県内全市町村における「クーリングシェルター」の指定など、市町村や関係団体と連携しながら取組を推進。

この結果、昨年の熱中症による救急搬送患者数は、全国で増加傾向にある中、本県はほぼ横ばいに抑えることができたところ。

近年は、本県でも昨年古河市で 40.6℃を観測するなど、夏に顕著な高温を記録する年が頻発。こうした状況を踏まえ、気象庁は、最高気温が 40℃以上の日を新たに「酷暑日」と定め、顕著な高温への警戒を効果的に呼びかける方針。

本年の夏も全国的に気温が高いと予想されている中、熱中症の予防に向け、既に広く県民に対する注意喚起を始めているところ。

2 今年度の主な取組

市町村や関係団体、企業と連携し、熱中症予防対策について積極的に周知していく。特に、熱中症リスクの高い高齢者への注意喚起に重点を置く。

① 県広報誌等を活用した熱中症への注意喚起

- ・県広報誌「ひばり」5月号への掲載（暑熱順化(体を暑さに慣らすこと)など暑くなる前と、暑い時期に行う予防を周知)
- ・ホームページ及びSNSでの周知

② 熱中症予防キャンペーン

- ・大塚製薬(株)と連携し、県内のコンビニエンスストア主要チェーン2社と熱中症予防キャンペーンを実施予定（7月）

<連携イメージ>



③ 「熱中症に気を付けよう！」ポスターやリーフレットを活用した熱中症予防の周知

- ・県有施設
- ・高齢者支援や在宅介護等を行う団体ほか県庁各部が所管する団体

④ クーリングシェルターの指定・普及啓発

- ・施設数増加に向け、各市町村に対し更なる指定を依頼するとともに、市町村や事業者等と連携し、普及啓発を推進（県内全市町村において指定済：1,629施設）

⑤ その他

- ・農業従事者への研修会や個別通知、県発注工事等における熱中症に関する配慮、小中学校体育館への空調設置を各市町村へ要請

暑い夏に備える! 5月の過ごし方

夏が近づくと、エアコンの修理や設置工事の注文が集中します。5月のうちに試運転や点検を行いますよ。

冷房器具の試運転をしよう



少し汗をかくよう意識を

5月でも暑い日があるので、無理のない範囲で行いましょう

暑熱順化を意識しよう
暑さに体を慣れさせることを「暑熱順化」といいます。暑い夏に備えるため、日常生活で取り入れましょう。

- 湯舟につかる
- 適度な運動
- ・ ジョギング
- ・ ウォーキング
- ・ 筋トレ



5月から始める熱中症対策!

いばらき大使
気象予報士

小林さん教えてください!

「熱中症が危ない」ということは誰でも知っているはずなのに、昨年度は過去最多の10万人を超える方が全国で救急搬送され、年々増加している状況です。熱中症は、命に関わることもあります。きちんと注意して対策をとれば、予防できます。気象予報士の小林正寿さんから熱中症予防のポイントを今からしっかり学びましょう。

今年の夏の傾向を教えてください!

今年の夏も暑い!

● 気象庁発表の暖候期予報(6月〜8月の夏の予報)では、平年に比べて気温が高くなる確率が高いと予想されています。
● 去年は古河で40.6℃を観測しましたが、今年も40℃くらいまで上がる所があってもおかしくありません。

やむを得ず屋外で活動するときには...

- 長時間の作業を避け、見守りのため、2人以上で活動しましょう
- 帽子や日傘、冷感素材でできたシャツや扇風機付きのベストなどを着用し、しっかり対策しましょう



熱中症対策これって正解?

Q1 冷房の設定温度は28℃!

A × 28℃『設定』にすればいいというわけではありません!

部屋の広さや環境により、設定温度まで下がらないことも。室温だけでなく、湿度にも気を付けましょう。温度計・湿度計を部屋に置いて、室内の温度や湿度を確認しましょう。(熱中症指数計があると、なお良いです。)
個人差があるため、自身の体感や体調に合わせて快適に過ごせる設定を。

Q2 水は喉が渴いたら飲めばよい

A × 喉が渴く前に飲むことが大事!

飲む時間をあらかじめ決めておく、周りの人と声を掛け合って飲むなど、意識的に水分補給をしましょう。
入浴時や就寝中に体内の水分が失われ、熱中症になることもあるので、入浴前後や就寝前、起床後などの水分補給も大切です。



今回お話を伺ったのは...
小林 正寿さん
・ 常陸大宮市出身、気象予報士、お天気キャスター
・ 2022年いばらき大使に就任

県民の皆さんへ
近年の暑さは命に関わります。「自分だけは大丈夫」と思わないでください。5月のうちから暑さに体を慣れさせたり、冷房器具の点検をしたりして、真夏に備えておきましょう。

県内の状況(昨年度)

県保健政策課 ☎029(301)6203

熱中症による緊急搬送人数
2,442人

発生場所分布
住居 42.9%
職場 16.4%

- 住居、職場(工事、工場、農・畜産・漁業など)のリスクが高いです。
- 救急搬送された約2人に1人はすぐに回復せず、そのまま入院しています。
- 7月はもちろん、暑くなる6月や疲れがたまる8月も救急搬送が多いです。

約2人に1人は高齢者

高齢者(65歳以上)の救急搬送率
52.7%

ニュースでよく聞く「危険な暑さ」とは?

● 気温も湿度も高く、命に危険を及ぼす恐れのある暑さのこと。近年の暑さは**災害級**です。
● 高温多湿の日は、汗が蒸発しにくく、体に熱がこもりやすくなり、熱中症のリスクが高まります。

● そんな日は「熱中症警戒アラート」(*)が発表される可能性が高いです。発表された日は、命を守ることを第一に考えましょう。昼間の外出はできるだけ控え、涼しい部屋で過ごすように。予定を変更するといつ勇氣も大事。

※熱中症警戒アラートとは
危険な暑さが予想される場合に、暑さへの「気付き」を促し、熱中症への警戒を呼び掛けるもの。

「自分だけは熱中症にならない」という考えはやめましょう!



▲県のホームページもチェック

Q3 室内でも熱中症に気を付けるべき?

A ○ 室内でも熱中症になる方も多いです!

室内であっても要注意。特に調理中は、熱とともに蒸気による湿気が発生し、高温多湿になります。また、冷房のない部屋(浴室や脱衣所、納戸など)で掃除や作業をするときも注意!暑い時間を避けて、短時間で行いましょう。

● 夜間の暑さにも気をつけよう

25℃を下回らない「熱帯夜」のときは寝苦しく、就寝中に熱中症になる恐れも。就寝前や起床後の水分補給、就寝中の冷房の使用など対策を。

Q4 暑く感じなければ熱中症にはならない

A × 油断は禁物! 特に高齢者は要注意

夏休みにおじいちゃんやおばあちゃんの家に行くとき、エアコンが付いていなくて部屋が暑い...という経験はありませんか?
高齢になると、暑さを感じにくくなったり、汗をかきにくくなったりして体内に熱がこもりやすくなったりするそうです。自身で対策することも大切ですが、周りの方の思いやりのあるサポート(電話での声掛けや、様子を見に行くなど)が大切です。

救急受入病床の安定確保に向けた転院の円滑化について

保健医療部医療局医療政策課

1 概要

救急受入病床を安定的に確保するため、中核医療機関で処置を終えて不安定な状態を脱した患者を、後方支援医療機関に円滑に転院させるための連携体制の構築に向け、全県的に医療機関を選定し、支援を行う。

(令和8年度当初予算額：107百万円)

2 医療機関の役割及び参加状況（令和8年6月4日現在）

(1) 中核医療機関（1万円/件の補助）

多くの救急搬送患者を受け入れるとともに、医師による診察・治療後、不安定な状態を脱した患者を後方支援医療機関に円滑に転院させる医療機関（21機関が参加予定）。

(2) 後方支援医療機関（入院4日以内：3万円/件、入院5日～14日以内：1万円/件の補助）

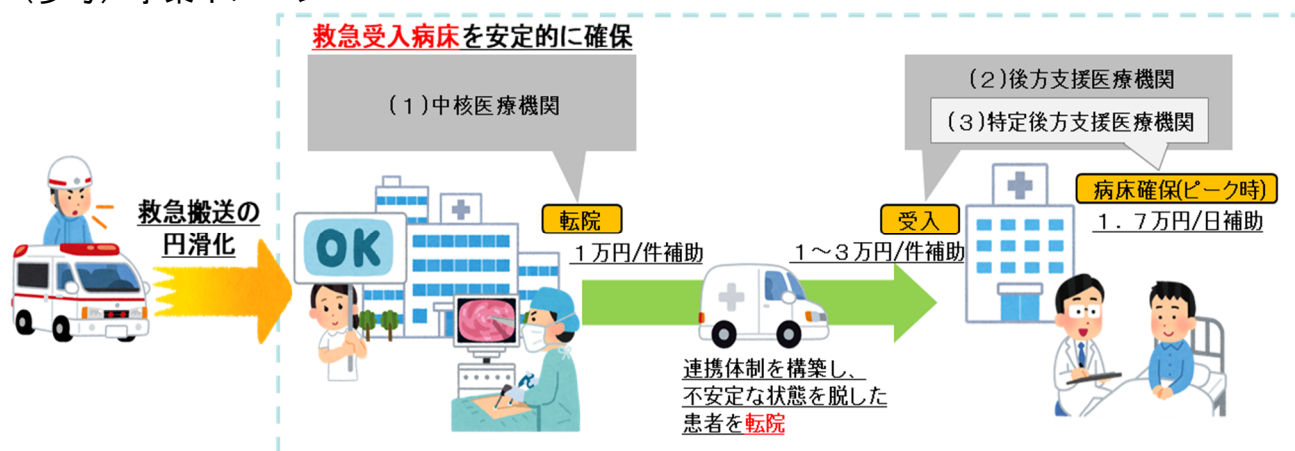
中核医療機関から不安定な状態を脱した患者の転院を積極的に受け入れる医療機関（50機関が参加予定）。

(3) 特定後方支援医療機関（1.7万円/日の補助）

夏場・冬場の救急搬送ピーク時に、中核医療機関からの転院を確実に受け入れるための病床を、常時、確保しておく医療機関。

※ 地域バランスを考慮しながら、中核医療機関と協議の上、指定。

(参考) 事業イメージ



3 今後のスケジュール

6月中に、中核医療機関、後方支援医療機関及び特定後方支援医療機関を指定・公表

第8次（後期）医師確保計画に係る医師偏在指標（国公表）について

保健医療部医療局医療人材課

1 概要

（1）医師偏在指標とは

全国ベースで医師数の多寡を統一かつ客観的に比較・評価するために、「医師・歯科医師・薬剤師統計」に基づく医師数等と、地域ごとの医療ニーズや人口構成、患者の流出入等の地理的条件、医師の年齢・性別構成など5要素を考慮し、国が算定する指標。

（2）医師多数区域・医師少数区域の別

指標の上位1/3を医師多数区域、下位1/3等を医師少数区域として区分。

（3）医師確保計画との関連

都道府県は当該指標に基づき、医療法に基づく医師確保計画を策定。

2 結果（2026.4 厚生労働省公表）

（1）都道府県別

本県の医師偏在指標は197.5であり、全国平均(266.8)を下回る「医師少数都道府県」。

（2）二次保健医療圏別

「水戸二次保健医療圏」が「多数区域」から「中位区域」に変更。

※その他の二次保健医療圏では多数・少数の区分に変更なし。

区域	二次・三次保健医療圏	現指標 (2023年度公表)	新指標 (2026年度公表)
全国平均		255.6	266.8
少数	茨城県	193.6	197.5
多数	つくば	337.7	367.5
中位	水戸	231.2	234.0
	土浦	184.4	196.4
少数	取手・竜ヶ崎	173.3	160.0
	筑西・下妻	153.0	157.5
	鹿行	137.2	145.2
	古河・坂東	148.8	144.4
	日立	140.3	132.3
	常陸太田・ひたちなか	140.3	130.4

令和 8 年第 2 回定例会
保健福祉医療委員会資料

[報告関係]

○損害賠償の額の決定について 2

[県出資法人 事業実績・事業計画の概要]

○公益財団法人 茨城県看護教育財団 3

○公益財団法人 いばらき腎臓財団 6

令和 8 年 6 月 1 0 日

保 健 医 療 部

提出議案（条例は除く）の概要

保健医療部 保健政策課

議案の名称	損害賠償の額の決定について								
1 現況・課題 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立医療大学において、令和5年度及び令和6年度の教職員の旅費に、一部支給漏れがあることが判明した。 ・ 支給漏れのあった92名分の旅費については、令和8年4月17日（金）に支給したが、支給が遅延したことに伴う損害を賠償するもの。 <p><経緯></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和8年 1月</td> <td>令和7年度最終補正予算要求手続きにおいて、旅費の要求額が、前年度要求額から大幅増となっていたため、前年度分の旅費を精査したところ、旅費の支給漏れが判明</td> </tr> <tr> <td>1月中旬 ～2月中旬</td> <td>教職員から提出された旅行命令票と支給済データの突合作業及び過年度分の支給状況を確認</td> </tr> <tr> <td>2月下旬 ～4月上旬</td> <td>支給漏れのあった旅費申請について、支給額の算定作業を実施</td> </tr> <tr> <td>4月17日</td> <td>旅費の支給完了</td> </tr> </table> <p><原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療大学では、教職員の旅費申請を事務局職員が代理入力しており、本来月単位で入力・支給すべきところを、入力作業を後回しにして、まとめて入力したことで、入力漏れが発生した。 ・ 旅費事務手続が担当者任せになっており、組織的な進捗管理ができていなかった。 <p><再発防止策></p> <p style="padding-left: 20px;">チェック体制の強化を図るとともに、業務の効率化による職員負担の軽減を図るため、RPA（旅費申請の代理登録）の活用など、旅費事務に関わる手続きの電子化を進める。</p>	令和8年 1月	令和7年度最終補正予算要求手続きにおいて、旅費の要求額が、前年度要求額から大幅増となっていたため、前年度分の旅費を精査したところ、旅費の支給漏れが判明	1月中旬 ～2月中旬	教職員から提出された旅行命令票と支給済データの突合作業及び過年度分の支給状況を確認	2月下旬 ～4月上旬	支給漏れのあった旅費申請について、支給額の算定作業を実施	4月17日	旅費の支給完了
令和8年 1月	令和7年度最終補正予算要求手続きにおいて、旅費の要求額が、前年度要求額から大幅増となっていたため、前年度分の旅費を精査したところ、旅費の支給漏れが判明								
1月中旬 ～2月中旬	教職員から提出された旅行命令票と支給済データの突合作業及び過年度分の支給状況を確認								
2月下旬 ～4月上旬	支給漏れのあった旅費申請について、支給額の算定作業を実施								
4月17日	旅費の支給完了								
2 内 容	<p>(1) 賠償の相手方 令和5年度及び令和6年度に医療大学に在籍していた教職員のうち旅費未支給者39名（受取りを辞退した53名を除く。）</p> <p>(2) 賠償額（法定利率（年利3%）で計算） 合計 24,562円（21円～2,383円/人）</p> <p>(3) 賠償額の決定日 令和8年5月20日（専決処分により決定）</p> <p><専決処分の理由> 相手方への賠償を速やかに行う必要があるため</p>								

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人 茨城県看護教育財団				
② 所在地	結城市大字結城1211番地7				
③ 設立年月日	平成3年6月11日 (平成25年4月1日(公益財団法人に移行))				
④ 代表者名	理事長 茨城県副知事 飯塚 博之				
⑤ 基本財産	1,000,000千円				
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第44条				
⑦ 設立目的・経緯	地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。				
⑧ 組織	役職員数	理事9人	監事2人	評議員9人	常勤職員14人 嘱託2人 臨時職員2人
	組織機構(課所単位まで) 茨城看護教育財団 — 評議員 — 理事・監事 — 事務局員 └─ 茨城県結城看護専門学校 — 校長 — 教頭 — 教務主任 — 教員・事務職員				
⑨ 出資状況	(上位5団体、出資者名、金額、割合) 茨城県 : 750,000千円(75%) 結城市 : 230,000千円(23%) 筑西広域市町村圏事務組合 : 20,000千円(2%)				
⑩ 資産状況 (令和8年3月末現在)	(単位:千円)				
		金額		摘要	
	流動資産	69,002			
	固定資産	1,407,471			
	資産合計	1,476,473			
	流動負債	10,567			
	固定負債	0			
	負債合計	10,567			
	正味財産	1,465,906			

2 令和7年度事業実績

①事業内容

ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）

1年生35名、2年生40名、3年生31名（総計106名）に対し看護理論、看護技術等の専門教育を実施した。

令和8年3月に31名（第31回生）が卒業し31名が就職した（うち県内就職者26名、うち県西地域24名。ほか5名は県外就職）。

イ 看護職員の研修

県西地域に就業する看護職員の資質の向上を図るため、看護職員及び看護教育関係者等に対し研修会を実施した（87名が参加）。

ウ 運営改善アクションプラン（令和4～8年度中期経営計画）の実施

卒業生の国家試験合格率（100.0%）や県内就業率（83.9%）等において、アクションプランに掲げる数値目標を達成し、計画の推進に努めた。

②収支状況

（単位：千円）

	金額	摘要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	57,778	
事業収益	65,275	
その他の収入	693	
経常収益計①	134,176	
事業費	131,169	
管理費	1,518	
経常費用計②	132,687	
当期経常増減額③ (①-②)	1,489	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	1,489	
正味財産期首残高⑨	1,468,431	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△4,014	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	1,465,906	

③補助金等の受入状況

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	44,084	看護師養成所運営費補助金等
委託金	0	
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和8年度事業計画

①事業内容

- ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）
県内及び県西地域の看護師確保を図るため、看護師の養成事業を実施する。
- イ 看護職員の研修
県西地域に就業する看護職員の資質の向上を図るため、看護職員及び看護教育関係者等に対し研修を実施する。
- ウ 運営改善アクションプラン（令和4～8年度中期経営計画）の実施
財団運営の自立化・安定化を図るため、運営改善アクションプランに基づく目標達成に向けた取組を実施するほか、年度内にアクションプランの改定（令和9～13年度）に取り組む。

②収支計画

（単位：千円）

	金額	摘要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	41,466	
事業収益	81,430	
その他の収入	330	
経常収益計①	133,656	
事業費	131,912	
管理費	1,741	
経常費用計②	133,653	
当期経常増減額③ (①-②)	3	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	3	
正味財産期首残高⑨	1,466,640	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△2,843	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	1,463,800	

③補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	27,766	看護師養成所運営費補助金
委託金	0	
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人いばらき腎臓財団		
② 所在地	つくば市天久保2丁目1番地1 筑波大学附属病院内		
③ 設立年月日	平成元年12月14日		
④ 代表者名	理事長 山縣 邦弘		
⑤ 基本財産	417,826千円		
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条		
⑦ 設立目的・経緯	臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、もって県民の健康、福祉の向上に寄与すること。		
⑧ 組織	役職員数	理事 11人	監事 2人 常勤職員 0人 臨時職員 3人
	組織機構 評議員会（評議員7名） 理事会（理事11名） ・理事長（1名）－理事（10名うち常勤理事1名）－事務局 監事（2名）		
⑨ 出資状況	茨城県（民間出資分181,288千円を含む。）	281,288千円	67.3%
	市町村	100,000千円	23.9%
	茨城県腎臓病患者連絡協議会	10,000千円	2.4%
	その他	26,538千円	6.4%
⑩ 資産状況 (令和8年3月末現在)	(単位：千円)		
	区分	金額	摘要
	流動資産	7,707	
	固定資産	419,184	
	資産合計	426,891	
	流動負債	266	
	固定負債	432	
	負債合計	698	
正味財産	426,193		

2 令和7年度事業実績

① 事業内容

ア 臓器移植の推進に関する事業

(ア) 臓器移植普及啓発事業

- ・いのちの学習会を受講した児童生徒（2,807人）を介し、その保護者に資料を配布。
- ・茨城県と連携した臓器移植研修会や、県内各種イベントにおける臓器移植の普及啓発を実施。

(イ) 臓器提供者家族への支援

- ・公認心理士等を対象とした臓器提供者家族支援研修会を実施。

(ウ) 臓器移植の推進

- ・茨城県と連携し、院内コーディネーター等を対象とした研修会を2回実施。

(エ) いのちの学習会の実施

- ・県内小・中学校及び高等学校等（計34校）へ講師を派遣し、いのちの大切さや臓器移植について、児童・生徒等2,807人に伝えた。

(オ) 組織適合検査費用の助成

- ・筑波大学附属病院等3病院35人へ組織適合検査費用を助成（@15,000円/人）

(カ) 研究助成と褒賞

- ・茨城県救急医学会の学術集会発表において優れた1演題に褒賞（理事長賞）授与。

(キ) 献腎遺族への香料支給

- ・4遺族へ10,000円支給

イ 慢性腎臓病予防に関する事業

(ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・市町村、団体等を対象とした慢性腎臓病予防の出前講演会実施。

(イ) 各地域健康イベントの後援、協賛

- ・市民公開講座等の後援、イベント等への着ぐるみ貸出及び資料配布を実施。

(ウ) 研究助成と褒賞

- ・慢性腎臓病予防に関する1研究演題に研究助成金を交付。
- ・茨城人工透析談話会の学術発表において優れた4演題に褒賞（理事長賞）授与。

ウ その他

広報紙の発行

- ・2025年4月「いばらき腎臓財団健康情報紙ビーンズ2025春号」5,000部
- ・2025年11月「いばらき腎臓財団健康情報紙ビーンズ2025秋号」3,000部

② 収支状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本財産運用益	4,438	
会費収入益	4,800	
寄付金収入益	880	
事業収入益	0	
助成金収入益	1,375	
その他の収入	21	
経常収益計①	11,514	
事業費	9,359	
管理費	2,357	
経常費用計②	11,716	
当期経常増減額③ (①-②)	△202	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	△202	
正味財産期首残高⑨	426,395	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	426,193	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	1,375	(公社) 日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和8年度事業計画

① 事業内容

ア 臓器移植の推進に関する事業

(ア) 臓器移植普及啓発

- ・ 青少年等を対象とした普及啓発ツールの作成・配布
- ・ 医療従事者を対象とした移植医療普及啓発
- ・ 子どもを通じ保護者世代への普及啓発とコンテンツの作成・配布
- ・ 臓器移植推進月間における医療従事者への普及啓発ツールの配布
- ・ ホームページによる移植に関する情報や活動、イベントの発信
- ・ 筑波大学や茨城県腎臓病患者連絡協議会と連携したPR
- ・ 出前講演会の実施
- ・ 県内各種イベントでの普及啓発
- ・ 研修会、勉強会等各地関連イベントの後援、協賛

(イ) 臓器移植提供者家族への支援

- ・ 要請があるドナー家族への支援員派遣
- ・ 臨床心理士等を対象としたドナー家族支援員研修会の開催

(ウ) 臓器移植推進

- ・ 茨城県主催院内コーディネーター研修会共催
- ・ 医療機関を対象とした臓器移植に関する実態調査の実施

(エ) 茨城県の未来を担う子供たちへのいのちの学習会

- ・ 県内小・中・高校等への講師派遣

(オ) 組織適合検査費用の助成

(カ) 献腎遺族への香料支給

(キ) 研究助成

(ク) 褒賞

イ 慢性腎臓病予防に関する事業

(ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・ 自治体及び団体を対象とした慢性腎臓病予防の出前講演会
- ・ 日本慢性腎臓病予防対策協議会等と連携した普及啓発
- ・ ホームページでの慢性腎臓病予防法及び関連情報の提供
- ・ 広報誌（CKDとその予防）の作成・配布

(イ) 各地域健康イベントの後援、協賛及び市民公開講座開催

(ウ) 研究助成

(エ) 褒賞

ウ その他

(ア) 広報紙（ビーンズ）の発行

(イ) イエローレシートキャンペーンの参加

② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本財産運用益	4,513	
会費収入益	4,800	
寄付金収入益	600	
助成金収入益	1,300	
募金収入益	300	
雑収入益	0	
経常収益計①	11,513	
事業費	9,430	
管理費	2,549	
経常費用計②	11,979	
当期経常増減額③ (①-②)	△466	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	△466	
正味財産期首残高⑨	425,945	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	425,479	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	1,300	(公社)日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

令和 8 年 第 2 回 定 例 会
保 健 福 祉 医 療 委 員 会 資 料
県 出 資 団 体 等 改 革 工 程 表

1	公益財団法人 茨城県看護教育財団	・ ・ ・ ・ ・	2
2	茨城県立医療大学付属病院特別会計	・ ・ ・ ・ ・	4

令和 8 年 6 月 1 0 日

保 健 医 療 部

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	公益財団法人 茨城県看護教育財団	保健医療部医療局医療人材課
改革遂行責任者	理事長 飯塚 博之	保健医療部長、医療人材課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【1 財団のあり方の検討】 ○アクションプランに基づく運営改善 ○アクションプランの評価検証と新プランの策定 ○公益的事業の実施	アクションプラン(5カ年計画)の実施(R4~8年度)				
					・現行アクションプランの評価 ・新アクションプランの策定
	地域看護職員向けの研修の実施(70名以上の参加)				
	[170名参加]	[138名参加]	[93名参加]	[87名参加]	
【2 学生定員の確保】 ○学生募集活動の強化 ・学校訪問の強化 ・市広報紙の活用強化、ホームページ充実、オープンキャンパスの充実等積極的なPR ・校章の活用、ポスター、パンフレットの改善など学校イメージアップの取組 ・インターネットを活用した学校紹介	アクションプランに基づく入学定員の安定的確保策強化(R4~8年度)				
	[39名入学/40名定員]	[33名入学/40名定員]	[40名入学/40名定員]	[35名入学/40名定員]	
【3 財政状況の安定、自主財源比率の向上】 ○安定的な収入の確保 ・自主財源率の維持 (経常収益計-受取補助金等振替額-(補助金収益計-高等教育の修学支援新制度授業料減免交付金))/(経常収益計-受取補助金等振替額) ・事業の効率化による需用費の縮減	自主財源率75%を維持				
	[自主財源率80.4%]	[自主財源率78.5%]	[自主財源率79.1%]	[自主財源率75.8%]	
	需用費の抑制(令和3年度実績以下)				
	[R4年度実績:8,468千円] <R3年度実績:6,505千円> [R3年度比30.2%増]	[R5年度実績:6,256千円] <R3年度実績:6,505千円> [R3年度比3.8%減]	[R6年度実績:6,503千円] <R3年度実績:6,505千円> [R3年度比0.1%減]	[R7年度実績:5,985千円] <R3年度実績:6,505千円> [R3年度比8.0%減]	
【4 看護教員の確保】 ○専任教員の確保 ・きめの細かい教育の実現 ○質の高い看護師の養成 ・看護師国家試験合格率(新卒者)	財団採用の専任教員1名以上の確保と維持				
	[専任教員2名(維持)]	[専任教員1名(維持)]	[専任教員1名(維持)]	[専任教員0名]	
	当該年度の県平均以上を維持				
	[合格率100%(県平均94.3%)]	[合格率94.6%(県平均88.7%)]	[合格率100%(県平均94.8%)]	[合格率100%(県平均92.2%)]	

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【5 施設設備の老朽化対策】 施設設備の適切な管理と計画的な修繕の実施	施設設備の点検と計画的な修繕				
	[多目的室改修工事] [衛生設備改修工事] [排煙窓オペレーター修繕工事]	[体育館・玄関・学生ホール照明設備改修工事] [更衣室空調整備工事]	[音響設備改修工事] [体育館タラップ・カーテン改修工事] [廊下照明設備改修工事]	[高圧受変電設備改修工事] [ブラインド取替工事]	
【6 進行管理の公表】 県議会への報告とホームページによる公表	毎年度の進行管理の結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表				
	[R4.6月 県議会報告] [R4.6月 ホームページ公表]	[R5.6月 県議会報告] [R5.6月 ホームページ公表]	[R6.6月 県議会報告] [R6.6月 ホームページ公表]	[R7.6月 県議会報告] [R7.6月 ホームページ公表]	

※注 ◆-- は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	県立医療大学付属病院特別会計	保健医療部保健政策課
改革遂行責任者	保健医療部長・保健政策課長 総務部長・財政課長	

改革方針	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【1 付属病院の基本的方向の検討】 ○大学の付属施設としての機能強化及び県内リハビリテーション医療の中核的機能の充実を図る。	第二期医療大改革プラン(H29～R8)の推進		次期プランの推進・進行管理
		第二期改革プランの検証 と次期プランの策定	
【2 アクションプランの推進】 ○大学と病院一体として効率的・効果的に運営していくとともに、アクションプランに基づく経営改善を推進しながら、医業収益の確保及び経費節減に努め、収支の改善を図ることで繰入金金を縮減していく。	医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)の 推進・進行管理		次期プランの推進・進行管理
		第二期アクションプランの検証 と次期プランの策定	
	繰入金縮減		
【病床稼働率の向上】 ・急性期病院との医療連携の推進、患者紹介元病院の新規開拓、患者受け入れ決定日数の短縮等により患者確保に努め、病床稼働率向上を図る。	(目標) 病床稼働率(全体)85.5%(120床換算) [85.4%] (参考:医療型短期入所含む場合 85.7%)		次期プランKPI
【リハビリテーション実施単位数の向上】 ・365日リハビリテーションに引き続き取り組むとともに、外来リハビリ受診体制の強化を行うことで実施単位数の向上を図る。 ・リハビリテーション実施総単位数の向上と並行し、患者一人当たりのリハビリテーション実施単位数についても向上を図ることで、収益の確保と充実したリハビリテーション医療の提供の両立を図る。	(目標) 240,000単位/年 [229,088単位]	(目標) 250,000単位/年	次期プランKPI
	(目標) 回復期病棟(3A)における患者1人あたり実施単位数7単位 障害者等病棟(2A)における患者1人あたり実施単位数5単位 障害児病棟(3B)における患者1人あたり実施単位数3.5単位 [回復期病棟(3A)6.71単位] [障害者等病棟(2A)5.50単位] [障害児病棟(3B)4.16単位]		次期プランKPI
【外来延べ患者数の増加】 ・紹介元病院の新規開拓や外来受診体制の強化により外来延べ患者数の増加を図る。	(目標) 20,000人/年 [18,255人]	(目標) 23,000人/年	次期プランKPI

※ ⇄ は改革期間及び推進事項を表示

※ ⇄ は改革期間及び推進事項の修正

※ []は目標達成状況, 【 】修正後の目標を表示

令和8年度 公の施設等運営状況報告

保健医療部

令和8年6月10日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【健康推進課】	
	茨城県健康プラザ	5
	茨城県健康管理センター	9

○ 運営状況報告の概要

- 令和8年度の所管施設数は2施設。令和7年度と比較して、施設の増減はない。
- 茨城県立健康プラザについては、令和6年4月から県直営で管理し、10月から民間団体等に対する有償での貸し出しを再開しているところであり、引き続き会議室等の利用促進を図っていく。
- 健康管理センターについては、建物の税制上の耐用年数は令和13年までとなっており、当面の間、貸付先である総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行いつつ、使用する意向を確認している。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和8年度	2					2
	令和7年度	2					2

令和8年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

健康推進課（保健医療部）
令和8年6月10日（水）

○施設名 健康プラザ

1 現状

(1) 施設の概要

- 健康プラザは、平成3年4月1日に、「茨城県健康科学センター」として開設し、平成17年4月1日から「茨城県立健康プラザ」に名称を変更した。

所在地	水戸市笠原町 993-2 いばらき予防医学プラザ内
開業年月	平成3年4月
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（占有延床面積：2,633.84㎡）
設置理由	県民に健康に関する知識を提供するとともに、疾病の予防並びに健康の保持及び増進を図る
設置の根拠法令等	茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例
事業内容	施設管理業務（施設管理、会議室の貸出等）
定員	大会議室 135人、中会議室 45人・48人、小会議室 36人
利用料金	大会議室 12,670円(全日)、中会議室 6,320円(同)、小会議室 5,560円(同) ※令和8年4月1日時点

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理について5人体制（常勤1人、非常勤4人（非常勤4人は他業務と兼務））で行っている。
- 公益財団法人茨城県総合健診協会が、設置から平成18年3月31日まで県から管理を受託し、同年4月1日から指定管理者として管理していたが、施設管理の効率化を図るため、令和6年4月1日から県直営で管理している。

(3) 利用状況

- 施設内の会議室については、健康づくりに携わる各種団体を中心に、講演会や研修会、会議などに利用されているほか、いばらき予防医学プラザ構成機関内部の会議等でも利用されている。
- Wi-Fiの設置など施設のリニューアルを経て、令和6年10月から民間団体等に対する有償での貸し出しを再開しており、今後も一定の継続的な利用が見込まれる。

【利用者数の推移】

年度	H28	H29	H30	R1 (ピーク)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数 (人)	35,374	35,326	46,310	48,182	7,016	4,100	5,266	7,188	5,744	10,403	22%
利用料収入(千円)	2,470	2,462	2,074	1,734	1,500	-	-	-	220	894	52%
貸出件数 (件)	848	865	832	772	297	308	323	358	319	376	49%
うち有料	450	471	392	337	125	-	-	-	19	113	34%
うち無料	398	394	440	435	172	308	323	358	300	263	60%

【会議室利用団体の内訳】

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
予防医学プラザ外所属	551	484	160	13	14	22	86	196
内 訳	茨城県総合健診協会	138	123	3	9	11	-	-
	県関係	87	63	56	4	3	67	83
	市町村	6	9	8	-	-	-	1
	公的団体等	319	288	92	-	-	19	109
	企業等	1	1	1	-	-	-	3
予防医学プラザ内所属	281	288	137	295	309	336	233	180
合計	832	772	297	308	323	358	319	376

【施設貸出・利用料金】 施設のうち、利用料金制度を導入している部分 (会議室)

	室数	面積	定員	午前	午後	全日
大会議室	1	215.6 m ²	135人	5,430円	7,240円	12,670円
中会議室	2	75.3 m ² 、75.9 m ²	45人、48人	2,710円	3,610円	6,320円
小会議室	1	61.2 m ²	36人	2,380円	3,180円	5,560円

(4) 運営状況

○ 健康プラザにおいては、会議室の貸出しを実施している。

【収支の推移】

① 令和5年度まで（指定管理）

（単位：千円）

年度	歳入計(A)		歳出計(B)			収支 (A)-(B)	
	うち指定管理料	その他		人件費	維持管理費		
H27	98,826	89,428	9,398	95,189	52,656	22,374	3,637
H28	98,404	88,644	9,760	97,269	52,938	22,658	1,135
H29	93,784	84,375	9,409	93,219	50,090	22,165	565
H30	94,999	85,888	9,111	94,186	52,228	21,686	813
R1	115,682	104,498	11,184	113,990	71,568	21,882	1,692
R2	115,260	103,419	11,841	111,943	76,096	17,024	3,317
R3	94,435	85,850	8,585	91,482	63,709	14,024	2,953
R4	94,010	85,464	8,546	91,254	64,082	13,609	2,756
R5	96,104	86,427	9,677	94,919	66,392	14,440	1,185
平均	100,167	90,444	9,723	98,161	61,084	18,874	2,006

② 令和6年度以降（直営）

（単位：千円）

年度	歳出計				【参考】 利用料収入
	人件費	維持管理費	事業費	その他	
R6	864	-	864	-	220
R7	1,290	-	1,290	-	894
平均	1,077	-	1,077	-	557

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 健康プラザは「いばらき予防医学プラザ」に入居しており、修繕については、いばらき予防医学プラザとして一括して中央保健所が実施しているため、単独での修繕は実施していない。

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- いばらき予防医学プラザには、健康プラザの他に中央保健所、衛生研究所、精神保健福祉センターが入居するほか、周辺に水戸市保健所や公益財団法人茨城県総合健診協会、一般財団法人茨城県メディカルセンターが立地するなど、保健福祉関係の機関が集中して立地しており、研修の開催など連携して事業を実施している。

(6) 意見・提言等

- 令和5年度第2回県有施設等県出資団体等調査特別委員会において、指定管理の終了及び県直営化による施設運営の継続について承認された。

2 課題

- 今後、引き続き会議室の有効利用を進めていくに当たっては、コロナ後のオンライン会議の普及による需要の変化も踏まえつつ、保健医療関係団体等を中心に積極的に利用を働きかけるとともに、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、公的団体等の研修等の開催場所として今後も需要が見込めるため、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、施設の管理運営に当たっては、引き続き県において運営を継続し、利用率の向上に努める。

○施設名 茨城県健康管理センター

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城県健康管理センターは、地域保健の充実を目指すため、県下の市町村を対象として集団健診を実施する公共性の高い健診機関である公益財団法人茨城県総合健診協会（以下「総合健診協会」という。）に運営させることを前提に、県が建設した施設である。

所在地	水戸市笠原町字上組 489-5
設置年月	昭和 57 年 2 月
施設概要	施設敷地 9,816.46 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建（庁舎・事務所 延床面積：4,026.58 m ² ）、鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建（倉庫 延床面積 161.98 m ² ）、車庫 517.00 m ² 、車庫 198.00 m ²
設置理由	地域保健の充実を目指すため
設置の根拠法令等	-
事業内容	当該施設を運営する総合健診協会は、検診車を有し、県内 37 市町村から委託を受け、各地に出向いて結核健診、特定健診、がん検診等の健康診断（公共の集団健診）等の事業を実施。
定員	-
利用料金	-

(2) 管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 総合健診協会に有償で貸付けており、当該団体が主体的な運営を行っている。

相手方	公益財団法人茨城県総合健診協会
契約形態	貸付契約 1 年更新
契約内容	土地及び建物（庁舎・事務所、倉庫及び車庫 2 棟の計 4 棟）の有償貸付け
貸付料 （年額）	33,325,900 円（令和 8 年度） （土地：11,347,823 円、建物：21,978,077 円）

(3) 施設の利用状況

○ 利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時落ち込みを見せたが、現在は回復、増加傾向にある。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H17 (ヒールク)	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R7(見込)	R 7 / ヒールク
利用者数	9,758	6,853	6,659	6,915	7,171	6,531	7,123	7,305	7,250	8,069	8,260	84.7%

※ 利用者数は貸付先（総合健診協会）の診療所健診利用者数。

(4) 経営状況

○ 貸付先である総合健診協会が、主体的に健診事業や施設管理等を行っている。

○ 当該団体は独立採算制であり、県からの運営費補助などはなく、土地と建物については、県に賃貸料を支払い、使用している。

○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により健診利用者数が減少したこと等に伴い、収支状況が悪化したが、令和3年度以降は回復傾向にある。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	自主事業収入	その他		人件費	維持管理費	事業費	その他			
H28	4,478,427	4,300,713	177,714	4,313,834	2,239,092	160,617	1,877,777	36,348	164,593	-
H29	4,357,792	4,212,047	145,745	4,231,185	2,244,412	102,899	1,883,874	0	126,607	-
H30	4,487,632	4,309,957	177,675	4,487,632	2,421,174	144,364	1,856,194	65,900	0	-
R 1	4,427,076	4,270,543	156,533	4,328,279	2,324,853	102,683	1,869,843	30,900	98,797	-
R 2	4,027,582	3,384,245	643,337	4,027,582	2,120,898	71,322	1,835,362	0	0	-
R 3	4,227,994	3,958,958	269,036	3,947,570	2,175,690	101,820	1,670,060	0	280,424	-
R 4	4,239,707	4,069,562	170,145	3,931,976	2,188,338	106,300	1,637,338	0	307,731	-
R 5	4,297,144	4,115,996	181,148	4,023,565	2,229,440	121,823	1,672,302	0	273,579	-
R 6	4,522,971	4,335,737	187,234	4,262,288	2,219,865	101,105	1,885,456	55,862	260,683	-
R7(見込)	4,584,018	4,381,773	202,245	4,146,872	2,259,415	117,268	1,770,189	0	437,146	-
平均	4,365,034	4,133,953	231,081	4,170,078	2,242,318	113,020	1,795,840	18,901	194,956	-

※貸付先（総合健診協会）の事業全体（指定管理受託事業の健康プラザ関連（施設管理業務、研修事業等）を除く。）の数値

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 修繕については、貸付先である総合健診協会が実施しており、修繕費用についても、全て当該団体が負担している。
(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	36,348	無停電電源装置、新館空調設備改修
H29	0	
H30	65,900	高圧受変電設備改修
R 1	30,900	北・西車庫改修工事、給湯設備整備
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
R 6	55,862	本部建屋及び外壁改修工事
R 7	0	
計	189,010	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 道路を挟んで、中央保健所や健康プラザなどの県関係の施設が立地しており、一般財団法人茨城県メディカルセンターが隣接している。

2 課題

- 施設の設置から 40 年以上が経過しており、今後、施設の老朽化が懸念される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 当面は、貸付先である総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行っていく。

【理由】

- 茨城県健康管理センターは、地域保健の充実を目指すため県が設置したものであるが、施設の管理運営については、貸付先である総合健診協会が行っており、管理運営に係る費用は、県管財課が主体で実施する建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による法定点検を除き、大規模修繕も含め当該団体が負担している。
- 建物の税制上の耐用年数は令和13年までとなっており、総合健診協会からは当面の間、茨城県健康管理センターを使用する意向を確認している。

令和 8 年 第 2 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

保健福祉医療委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																				
8 年 第 2 号	8. 6. 2	<p>「土浦協同病院なめがた地域医療センター」の病院機能回復を求める請願</p> <p>【主旨】 なめがた地域医療センターは、医療過疎地である旧行方郡5町村において、長年の悲願であった総合病院として、2000年6月に開院した。</p> <p>開院にあたっては、茨城県厚生農業協同組合連合会(厚生連)から33億円、国から33億円、茨城県から33億円、地元町村から9億円の財政支援が行われ、さらに地元組合員からも1億円の出資を受けて建設された、極めて公共性の高い公的医療施設である。</p> <p>2006年には地域救命救急センターに指定され、集中治療室を含む5つの病棟が稼働した。外来、入院、手術、救急医療、透析センターを備え、地域住民の命を守る医療拠点として大きな役割を果たしてきた。</p> <p>しかしながら、医師確保の困難化により、2016年には救命救急センターの運用が停止された。</p> <p>その後、土浦協同病院の新築移転に伴う茨城県厚生連の経営環境の悪化も重なり、2019年には救急医療および入院機能が休止され、外来診療に特化する体制になった。さらに、2024年度末には透析センターも閉鎖された。</p> <p>このままでは、今後さらなる医療機能の縮小が懸念される。</p> <p>現在、鹿行地域は厚生労働省が指定する「医師少数地域」であり、地域内には茨城県が指定する地域医療支援病院も存在していない。</p> <p>地域の安心・安全を守るためには、「土浦協同病院なめがた地域医療センター」がこれまで培ってきた人的・物的資源を再活用し、入院および救急医療に対応できる病院機能を回復させることが不可欠である。これは、行方市・潮来市をはじめとする地域住民の切実な願いである。</p> <p>住んでいる地域によって、受けられる医療や生命に関わる安心に大きな格差が生じることがあってはならない。</p> <p>よって、下記事項について、請願する。</p> <p>【請願事項】 1. なめがた地域医療センターの病院(入院)機能の回復 2. なめがた地域医療センターにおける救急医療体制の再構築 3. 上記を実現するために必要な財政支援</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	潮来市潮来1060-7 地域医療と生命をまもる会 請願代表者 高須 敏美 外22,021名	杉田 千春 村田 康成 小松崎 敏紀 木村 喜一	<p>1 土浦協同病院なめがた地域医療センターについて</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 土浦協同病院なめがた地域医療センター ・住所 茨城県行方市井上藤井98番地8 ・開設者 茨城県厚生農業協同組合連合会 <p>(2) 沿革</p> <p>2000年6月 開院 2006年4月 地域救命センター開設 2019年4月 地域救命センター休止 〃 病床縮小(179床→49床) 2021年4月 外来診療に特化(49床→0床) 2025年4月 腎センター閉鎖</p> <p>(診療体制縮小の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2019. 3</th> <th>2019. 4</th> <th>2021. 4</th> <th>2024. 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療科</td> <td>11科</td> <td>11科</td> <td>11科</td> <td>11科</td> </tr> <tr> <td>常勤医師数*</td> <td>19名</td> <td>10名</td> <td>9名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>病床数</td> <td>179床</td> <td>49床</td> <td>-床</td> <td>-床</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2020年度から、茨城県医師確保計画に基づき、県・大学・県内医療機関等が一体となって政策医療を担う医療機関等への医師派遣を支援しているが、これまでなめがた地域医療センターから医師派遣の要望はない</p> <p>(3) 診療体制縮小に関する地元関係者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なめがた地域医療センターが外来機能に特化した運営形態に移行するにあたっては、2019年5月から2020年11月にかけて、厚生連の主催により「なめがた地域医療センターあり方検討会議」を開催(計5回)し、地元行方市をはじめとする鹿行5市、地元の医療機関、消防、医師会、県の間で同センターの方向性などについて協議。 ・入院が必要な患者の近隣医療機関への受け入れ等、地域への影響を最小限にするための話し合いが進められ、地元関係者間で合意に至った。 <p>(4) 「行方地域における医療懇話会(2025年3月:行方市主催)」 (厚生連発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連の事業計画(2025~2027)において、現診療科も職員も、必要な人数は十分に配置していくことになっている。 ・この事業計画の間に病院が無くなることは全く考えておらず、行方市との協定に沿って、必要な医療を今後も提供していく。 <p>2 なめがた地域医療センターを含めた鹿行地域の医療体制の充実に に向けた取組状況について</p> <p>(1) 医療提供圏域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8次茨城県保健医療計画において、全県を県央・県北、県南西、鹿 	区分	2019. 3	2019. 4	2021. 4	2024. 4	診療科	11科	11科	11科	11科	常勤医師数*	19名	10名	9名	7名	病床数	179床	49床	-床	-床
区分	2019. 3	2019. 4	2021. 4	2024. 4																					
診療科	11科	11科	11科	11科																					
常勤医師数*	19名	10名	9名	7名																					
病床数	179床	49床	-床	-床																					

行地域を含む県南東の3つの区分に分けた「医療提供圏域」を設定している。

- ・人口減少、少子高齢化による患者の減少や医療ニーズの変化、医師の働き方改革の影響等に対応するため、広域的な視点に立って、主に高度医療に係る医療機能の集約化及び医療機関相互の連携強化を進め、持続可能な医療提供体制を確保していく。

(2) 救急搬送の効率化・円滑化

- ・なめがた地域医療センターが現在の体制（外来機能に特化）に移行後、同センターの救急受入件数は減少したものの、土浦協同病院（同センターに代わって鉾田地域の2次救急輪番に参加）や鹿行医療圏内の他の医療機関において受け入れられている。

（単位：件）

区分		2020年	2024年
鹿行医療圏 +土浦協同 病院	なめがた地域医療センター	122	—
	鹿行医療圏内の医療機関 （小山記念・白十字総合・ 高須・神栖済生会等）	1,915	2,521
	土浦協同病院	959	907
	計	2,996	3,428
鹿行医療圏外	県内医療機関	1,211	1,606
	県外医療機関	125	194
	計	1,336	1,800
総計		4,332	5,228

- ・救急隊が病院選定に要する時間を短縮するため、2024年12月から新たな茨城県救急医療情報システムの運用を開始し、デジタル技術を活用した、消防機関と医療機関の連携強化を図っている。
- ・極めて緊急度が高い患者を迅速に搬送するため、本県ドクターヘリを運航するとともに、千葉県ドクターヘリとの連携や消防防災ヘリによる補完的運航により全県域をカバーしている。
- ・2024年12月には、ドクターヘリへの搬送要請が重複することで、真に搬送が必要となる重症度・緊急度が高い傷病者の搬送ができなくなることを回避するため、消防指令からの出動要請時に、医師が直接症状を確認し、出動の可否を判断できる体制を構築している。
- ・今年度から、近隣の中核医療機関がベッド満床により、救急患者を受け入れられない状況を回避するため、後方支援医療機関との連携を促進し、中核医療機関の救急受入病床を確保するための事業を開始する。

(3) 休日の初期救急医療体制の構築

- ・なめがた地域医療センターの現行の診療機能を維持しつつ、センター内に行方市が休日急患診療所を設置し、厚生連が診療所の運営と医療従事者の確保を担う方向で、県、行方市、厚生連の三者間で合意し、2026年の開設に向けた具体的な調整を進めた。

※行方市長の意向により一旦休止。

					<p>(4) 行方市と厚生連が締結した連携協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年12月に、行方市と厚生連は、行方市民に対する持続可能な医療提供の確保を目的として、相互に協議、連携及び協力する協議を行うため、「地域医療等に係る連携協力に関する協定」を締結し、毎年度更新している。 <p>(協定による主な連携事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土浦協同病院なめがた地域医療センターの外来機能維持のための協議・検討 ・総合病院土浦協同病院での行方市民の救急受入体制の充実 <p>(5) 行方市議会における議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年第1回行方市議会定例会一般質問において、行方市長は「なめがた地域医療センターでの入院と一次救急の再開を目指して、厚生連、県や近隣市とも連携を図り、一つずつ課題を整理しながら、機能回復に向けて取り組んでいく。」と答弁している。
--	--	--	--	--	---